

「古着など、不用なものは ありませんか？」訪問購入に注意



事例 1

買い取り業者から「要らない洋服はありますか？」と電話があり、着ていない背広があるので来訪を了承した。翌日、業者に背広を渡したが、突然「貴金属はないか？」と聞かれた。指輪など数点を見せると3万円ほどで買い取って行った。後になって、安く買い取られた気がしてきたので、クーリング・オフをしたい。

事例 2

要らない机を処分しようと、折込チラシの不用品買取業者に電話し、来てもらうことにした。業者は、机には見向きもせず「アクセサリはないか？」と聞いてきた。無いと言うと部屋中を勝手に見られ「貴金属があるはずだ」と迫られ、恐ろしい思いをした。

主な特徴と問題点

「不用品(洋服や家具、日用品など)を買い取ってもらうはずが、じゅうぶんな説明もないまま強引に宝石、指輪、ネックレスなどを安価で買い取られてしまった。」という相談が寄せられています。
※規制対象とされる「訪問購入」は、購入業者が、店舗など以外の場所で契約などをし、物品を購入することをいいます(特定商取引法58条の4)。

訪問買取の規定が適用されない商品もありますので、ご注意ください。



参考:特定商取引法ガイド「訪問購入」(消費者庁)

消費者へのアドバイス

- ①法律により、突然訪問して勧誘することや、しつこい勧誘は禁止されています。訪問を希望しない場合は断りましょう。
- ②買い取る物を明示しないで勧誘することは禁止されています。急に貴金属を求められてもむやみに見せず、売りたくない場合は断りましょう。

- ③事業者の連絡先や物品の種類、購入価格などが記載された書面(法定書面)を必ず受け取りましょう。
- ④消費者はクーリング・オフ期間中(法定書面を受け取ってから8日以内)物品の引き渡しを拒むことができます。引き渡しは慎重に行いましょう。

困った時には、お近くの消費生活センターなどにご相談ください。消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。

白岡市消費生活センター相談日

相談曜日 月曜日～金曜日(祝日を除く。)
相談時間 午前10時～正午、午後1時～3時
場所・連絡先 市役所2階 ☎0480(93)7700



問合せ

●埼玉県消費生活支援センター熊谷
☎048(524)0999
午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く。)



2022 国際交流のつどい ～ご家族やお友達と一緒に参加しませんか～

市民と外国人との交流を目的として毎年開催しています。

- ・マジックショー
- ・男性コーラス
- ・みんなで歌おう
- ・ビンゴゲーム
- ・外国人と一緒の歓談タイム

など楽しい企画満載です。



開催日 12月18日(日曜日)

時間 10:00～13:00
(受付▶9:45開始)

場所 中央公民館1階 講堂

参加費 300円

申込締切日 12月12日(月曜日)

問合せ 地域振興課 市民協働担当

☎0480(92)1111 内線382・383

※本事業は、白岡国際交流会に委託しています。



日本語教室開催予定表

日本語にお困りの外国人を対象とした教室です。参加しませんか!

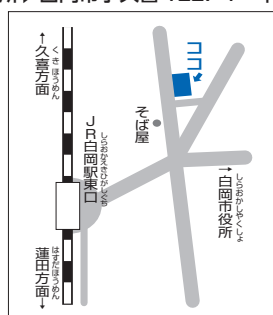
12月 December

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
				①	2	3
④	5	6	7	⑧	9	10
⑪	12	13	14	⑮	16	17
18	19	20	21	⑳	23	24
25	26	27	28	29	30	31

開催日時▶〇の木曜日・日曜日
10:00～11:30

費用▶無料

場所▶白岡市小久喜 1227-1 中央公民館



※状況により、開催しない場合があります。